

## 平成 25 年度兵庫県水防計画の改正内容について

- 1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を追加  
気象業務法改正（H25.3.7 施行）により、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を変更した。  
予想される津波の高さを 5 段階とし、「巨大」や「高い」といったわかりやすい表現で発表して非常事態を伝えることとなった。
- 2 津波情報の追記  
津波警報等を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の津波情報の種類と発表内容を追記した。
- 3 国土交通大臣の発する津波時の水防警報を追記  
姫路河川国道事務所が発令する津波時における水防警報の種類及び発令基準を追記した。
- 4 大雨注意報・警報の発表基準の変更  
気象台において、大雨注意報・警報の発表に係る土壌雨量指数基準が改定されたことにより変更した。
- 5 洪水注意報・警報の発表に係る水位観測所の追記  
洪水注意報・警報の発表に係る各水位観測所が従来暫定基準で運用されていたが、正式決定されたため追記した。
- 6 水防警報河川・水位周知河川に係る各設定水位の変更  
河道状況や洪水事例の検証等を行い、各水防管理団体との協議を経て各設定水位を変更した。